

経営改善計画

千葉市住宅供給公社

目 次

	ページ
第1 経営改善計画策定の趣旨	1
第2 公社の組織等	2
1 設立目的	2
2 資本金	2
3 組織	2
4 主な事業（平成16年度決算）	3
5 市からの財政支出（平成16年度決算）	3
6 財務の状況（平成16年度決算）	4
第3 計画の基本的な考え方及び経営方針	4
第4 経営改善計画の期間	4
第5 公社事業等の現状・課題及び取り組み	5
1 特定優良賃貸住宅管理供給事業	5
2 市営住宅管理受託事業	8
3 その他自主事業	11
4 公社運営体制	12
5 個人情報の保護	14
第6 経営改善計画の事業別取組一覧	15

第1 経営改善計画策定の趣旨

昭和40年に制定された、「地方住宅供給公社法」に基づき、全国の都道府県及び政令市に住宅供給公社が設立され、千葉市住宅供給公社は、その後、平成8年7月に設立、市民生活の安定と社会福祉に寄与することを目的として、優良な居住環境を備えた住宅を供給する「特定優良賃貸住宅管理供給事業」と、「市営住宅管理受託事業」の一元的な管理と住宅情報の提供等、市の住宅政策を補完する業務を行ってきた。

近年、バブル崩壊後の地価の下落、また、住まいに対する市民ニーズの多様化など、地方住宅供給公社を取り巻く環境は大きく変貌し、各公社では事業運営において、厳しい状況を強いられている。

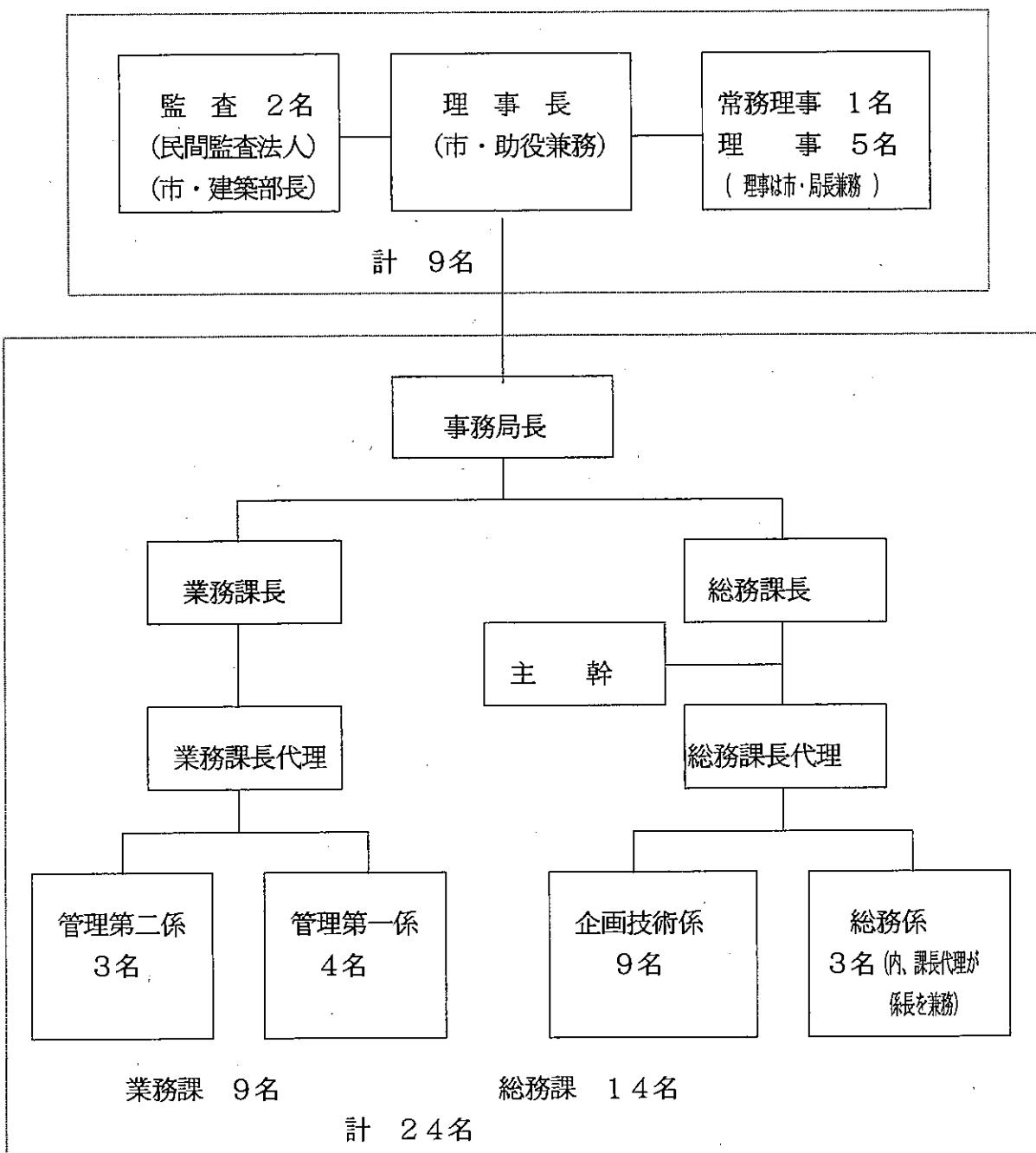
こうした経営状況を反映して、分譲事業を実施している公社によっては、その事業から撤退し、事業縮小を余儀なくされるなど、「公社のあり方」、「今後の事業展開」について、公社自体の大きな変革が求められている。

これまで、当公社の運営、事業実施にあたっては、市と密接な連携を保ちながら進めてきたところであるが、経営については、設立当初より欠損状況が恒常的に続いているなど、さらなる経営改善が求められている。

こうしたなか、市民ニーズに即応した、効率的な事業展開を図り、独自の体制強化など、経営の健全化を目指しつつ、また、公営住宅法の一部改正により、事業主体の持つ管理業務の権限の一部を地方住宅供給公社が行うことを可能とした「管理代行制度」の活用を図るなど、「経営改善計画」を策定した。

第2 公社の組織等

- 1 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉に寄与すること。
- 2 資本金 基本財産 100,000千円（市出資 100,000千円）
運用財産 5,000千円（市出資 5,000千円）
- 3 組織（平成17年9月30日現在）



4 主な事業（平成16年度決算）

（1）特定優良賃貸住宅管理供給事業

ア 事業費 1,353,802千円

イ 事業内容 国の「特定優良賃貸住宅制度」に基づき建設され、千葉市の指定を受けた団地住戸を借り上げて、入居条件に適合した希望者への貸付及び施設の管理を行う。

（2）市営住宅管理受託事業

ア 事業費 871,416千円

イ 事業内容 千葉市が建設した市営住宅に係る、入居者募集から退去までの管理及び住戸施設の維持管理を行う。

（3）福祉関係受託事業

ア 事業費 13,776千円

イ 事業内容 千葉市が行っている福祉事業に係る「高齢者等住宅施設改修」、「心身障害者介護支援サービス事業」の内、申請書の改修内容の審査から実施内容の確認までの業務を行う。

5 市からの財政支出（平成16年度決算）

区分	金額
委託料	932,836千円
補助金	446,276千円
内 運営補助金	163,865千円
訳 家賃対策補助金	282,411千円
貸付金（年度末残高）	1,606,000千円

6 財務の状況（平成16年度決算）

区分	金額
総 収 入	2,192,139千円
総 支 出	2,399,699千円
欠 損 額	207,560千円

第3 計画の基本的な考え方及び経営方針

この経営改善計画は、良好な居住環境を備えた住宅の供給により、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、併せて、平成17年2月に市において策定された「千葉市新行政改革推進計画」に基づき、「社会経済情勢に即応できるとともに、市民ニーズに柔軟に対応できる外郭団体」を目指すこと、さらには、「千葉市第2次5か年計画」における「少子高齢化対策としての高齢者向け住宅の確保、市営住宅の建て替え、住戸改善、及び、安全性の確保等の計画」など、市の住宅政策における基本方針の趣旨を踏まえ、これを補完する業務の遂行を基本的な考え方として、次に掲げる経営方針に基づき、今後の計画を策定した。

- 1 特定優良賃貸住宅の空家対策の強化による事業収支の改善。
- 2 公営住宅の管理代行制度を活用し、効率的かつ迅速な事務処理による充実した市民サービスの提供。
- 3 自立を目指した経営基盤の確立。

第4 経営改善計画の期間

平成18年度から平成21年度

第5 公社事業等の現状・課題及び取り組み

1 特定優良賃貸住宅管理供給事業

(1) 現 状

本事業は、平成5年に施行された「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等が建設し、市が「特定優良賃貸住宅」として認定したファミリー世帯向けの賃貸住宅の管理供給を行うものである。

管理方法には一括借上方式と管理受託方式の2つの方法があり、当公社では、現在、一括借上住宅は29団地、1,025戸を、また管理受託住宅は1団地28戸で合計30団地、1,053戸を管理している。

事業開始当初においては、入居率等の状況は良好であったが、その後の社会経済情勢の激変から、地価の下落等による低価格の分譲マンションが首都圏において大量に供給されたこともあり、従来の賃貸住宅利用者層が持ち家を購入するなど、賃貸需要が急速に落ち込むこととなった。

また、特定優良賃貸住宅事業の制度として、賃貸住宅市場の動向に関係なく、入居者負担額が年3.5%上昇するため入居状況は年々悪くなる傾向にあり、平成16年度末の入居率は75.4%まで落ち込み、その結果、208,376千円の欠損が生じ、当公社の経営収支を圧迫している。

他都市の住宅供給公社においても、一括借上方式の賃貸住宅事業は当公社と同様に空家の発生などによる経営の圧迫が続いているが、公益的かつ安定的な住宅供給を図るため、業務改善に努めながら事業を継続している。

この様な状況の中、当公社においても、市民の居住ニーズに応え、公益性を確保していくという役割を担い、良質な賃貸住宅の供給という市の住宅政策をさらに推進することを目指すとともに、一括借上住宅の借上期間もまだ相当の年数が残っているので、今後も本事業を継続していく。

(2) 課 題

ア 空家対策の強化

当公社は、空家の家賃をオーナーに保証する一括借上方式を29団地に採用しているため、空家の増加が事業収支悪化の根本的な要因になっている。

この構造的赤字を削減するため、今まで実施してきた空家対策をさらに強化し、入居率の向上を図ることが急務となっている。

さらに、建物の安全性、居住性を保つことが魅力ある特定優良賃貸住宅の確保につながるものであり、定期的な計画修繕の実施が必要となっている。

特定優良賃貸住宅入居率の推移

(単位：%)

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
入居率	79.5	81.8	82.1	80.6	79.3	78.9	80.7	75.4

イ 顧客の新規開拓

市からの家賃減額補助を受けられるという、特定優良賃貸住宅の大きなメリットを積極的にPRし、引き続き顧客の新規開拓を行う必要がある。

特に、昨今は「インターネット」が情報源の主流となっており、これまでのPR方法を効率性、効果性の観点から見直し、現状にあったPR体制を構築し強化していくことが必要である。

ウ 委託執行の維持管理業務の見直し

特定優良賃貸住宅の建物については、所有者から公社が管理を受託していることから、現在、建物の日常的な管理業務は、委託により対応している。

管理業務は、居住していく上での住環境の整備において、必要不可欠な業務であるが、委託業務内容の見直しなど、さらなる工夫をすることにより、委託費用の縮減を図ることが必要である。

(3) 課題への取り組み

ア 空家対策の強化

空家対策の強化が、公社の経営改善に直結していることから、今まで実施してきた空家対策の見直しと強化を図り、入居率向上のため次の取り組みを積極的に推進していく。

(ア) 家賃補助（市単）導入の拡大

現在16団地で中途入居者に対する市の単獨家賃補助を導入している。

同制度を導入していない団地では負担額の上昇による入居率の低下が著しいので、引き続き未実施の団地に対しても家賃補助を導入していくよう市に働きかけを行っていく。

(イ) 長期空家住戸の市営住宅化

長期空家となっている住戸については、現在3団地66戸を市営住宅化しているが、今後も住宅空家ストックの有効活用として、長期空家住戸の市営住宅化を推進していくよう市に働きかけを行っていく。

(ウ) 民間不動産業者による入居媒介の拡充

入居促進の有効な手段として、市内の大手不動産業者及び（社）千葉県宅地建物取引業協会に加盟する民間不動産業者と入居媒介契約を結び入居者の獲得に努めていく。

また、入居媒介対象団地を現在の14団地から29団地に拡大する。

(エ) 法人契約の促進

平成15年6月1日より実施している法人契約について、市内優良企業への入居者募集案内書の送付及び企業訪問を積極的に行い、法人契約の促進を図る。

(オ) 契約家賃の見直し

民間賃貸家賃相場と乖離しないよう、オーナーの協力を得て、引き続き2年ごとに契約家賃の見直しを行っていく。

(カ) 住環境保持のための計画修繕の提案

管理する団地において、築10年を経過した物件が多く、共用部全体や住戸内設備関係が修繕を迎える時期となっているため、良好な住環境の保持を図るとともに、入居率の改善に向けての修繕計画を作成し、オーナーに対して、詳細な具体案を提示していく。

イ PR事業の強化

これまで実施してきたPR事業を効果性の観点から見直し、今日の情報源となっているインターネット情報や住宅情報誌等により、PRの拡充を図るとともに、年間を通してPR事業を強化していく。

(ア) ホームページのリニューアル

特定優良賃貸住宅見出し面のリニューアルと団地空部屋の表示を行うなど、お客様の分かりやすいホームページに改善していく。

また、イベント案内やおすすめ物件の紹介を隨時行っていく。

(イ) インターネットと連動した住宅情報誌の活用

相乗効果が期待できるインターネットと連動した住宅情報誌を活用していく。

(ウ) 交通・公共機関等へのポスター掲出強化

入居募集ポスター・入居案内書・リーフレットを刷新し、交通・公共機関への掲出及び配付を行っていく。特に、鉄道・モノレール等の車内吊り広告については、効果性の観点から路線や広報媒体を隨時見直していく。

(エ) 電柱巻付看板及び団地看板の設置

入居率の低い団地周辺の電柱に巻付看板を設置していくとともに、団地での募集看板の統一を図るため、老朽化した既設看板の更新や看板のない団地への設置を行う。

(オ) 強化月間におけるPR事業の実施

10月と2月を特定優良賃貸住宅の入居募集強化月間に位置づけ、区民まつり等イベントへの参加を通して、出張受付及び情報提供等のPR事業を実施していく。

特定優良賃貸住宅の入居率目標値

(単位：%、千円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度
入居率	81.0	82.0	83.0	84.0
欠損見込額	180,000	167,000	154,000	141,000

ウ 維持管理業務の見直し

委託内容の見直しや、専門知識を有する嘱託職員の活用などを検討し、適切な執行により、経費の削減を図る。

2 市営住宅管理受託事業

(1) 現状

市営住宅は、市が住宅に困窮する者に対して供給するために建設した公営住宅・改良住宅等であり、現在、53団地7,124戸（市営7,058戸、借上市営66戸）の管理を受託している。

住宅管理については、市の設定した基準に基づいて、空家住宅（新築・改築を除く）の募集は、年6回公募を行い、公開抽選により決定している。

この空家募集への申込件数は、常に高倍率となっており、募集住戸が不足している状況である。

このことは、受託管理業務として管理している住宅設備において、緊急的に発生する、「一般修繕」の件数、金額とも増加していること、さらに、入居者募集に際して実施する「空家修繕」においても、1戸当たりの平均修繕費が上昇していることが主な要因である。

管理受託業務については、平成18年4月から「公営住宅管理代行制度」を活用した効率的な管理業務の執行を目指して、市と協議を進めながら、準備を行っている。

(2) 課題

ア 公営住宅管理代行制度の活用への対応

公社として、市の管理権限を一部代行できるという「管理代行制度」を積極的に受け入れ、公社の培ってきたノウハウを活かし、中立性、公平性、継続性をもって、市の住宅政策の業務を補完するという公社の役割を一層発揮していく必要がある。

イ 住宅管理事務の効率化

(ア) 空家募集郵送受付事務の改善

空家募集については、近年の公営住宅需要の増加及び市民の利便性、経済性を考慮し、平成16年8月から郵送受付方式にしたことから入居申込者が増加し、1期あたり申込者数が約1,200件に達している。

現在、受付事務処理の中で、優遇措置による特別抽選番号の付与、抽選・当選はがき通知等を手処理で行っているが、事務量が増大し、事務処理が困難となっているので、募集事務のさらなる効率化を進めるため、システム開発による機械化が必要である。

(イ) 空家住戸等の早期活用

市営住宅の老朽化により、空家の修繕費が増大し、空家をすべて修繕出来ないという状況で、募集住戸の確保が難しい。

一方、長期不在や無断退去等による空家が増加しているという状況もあり、これらへの対策を検討し、空家住戸等の早期活用を図る必要がある。

(ウ) 維持管理の見直し

老朽化した住宅が増えるなか、建替計画に伴い、入居者不在の「政策空家」となった団地が存在しており、これらも一般施設と同様の管理が必要であることから、この対策が急務となっている。

(3) 課題への取り組み

ア 公営住宅管理代行制度の活用への対応

(ア) 制度活用の必要性

「管理代行制度」は、管理代行者が公営住宅法に規定する事業主体の権限を含む公営住宅の管理（家賃の決定並びに家賃等金銭の請求、徴収及び減免を除く）の代行を行うものである。

本制度の活用により、公社が入居者の募集、決定及び各種承認等の審査、承認事務を一貫して行うことができる。

これにより、公営住宅管理の効率化や多様化する市民の居住ニーズに対して、きめ細かな対応を行うことが可能となる。

管理代行者は、公営住宅法により地方公共団体及び地方住宅供給公社に限り認められている。

公社は、公益性の保持や住宅供給の継続性、安定性の確保を目指して、今後とも市の住宅政策を補完する役割を担うこととし、同制度の活用により、市民の公社に対する信頼や多様化した居住ニーズに積極的に応え、市民サービスのさらなる向上を図る。

（イ）公社活用のメリット

- ① 入居者の募集、決定及び各種承認等の審査、承認事務等が一貫して行えることから、管理事務の効率化かつ迅速な対応が可能となり、一層の市民サービスの向上を図ることができる。
- ② 公社が住宅管理することで、これまで長年培ってきた市営住宅の管理ノウハウを活かした計画修繕の実施など、引き続き適正な管理を実施することにより、住宅供給の継続性と安定性を図ることができる。
- ③ 市の住宅政策を推進する役割を担う公的主体である公社が代行することにより、入居者の決定や明け渡し請求等の公営住宅管理において、中立・公平な立場での判断が必要なものについて、事業主体と同様の適切な判断を行うことができる。

このように、「公営住宅管理代行制度」の活用は、住宅管理事務の効率化への対応を可能とともに、公社の経営基盤の安定に寄与するものである。

今後、同制度を公社事業の根幹の一つとして位置づけ、市の住宅政策を補完する業務の一層の推進を図る。

イ 住宅管理事務の効率化

（ア）空家募集受付事務の改善

平成16年8月からの郵送受付の実施に伴い、入居申込者が増加している。

これに適切に対応するため、入居申込者データ管理及び抽選・当選通知のハガキの自動出力を行うシステムを構築し、事務処理の効率化による通知の迅速化など、市民サービスの向上を図る。

(イ) 空家対策の強化

① 空家住戸の早期活用

市営住宅の空家入居希望者の増加に対応するため、空家の修繕費に係る予算の効率的な執行及び迅速な修繕の実施により、住戸を提供していく。

② 長期不在・無断退去住戸の早期解消

長期不在者・無断退去者については、市との連携を図るとともに、市営住宅管理人とも連絡を図りながら情報収集に努め、早期に退去手続き等の指導を行い、空家修繕を実施し、募集住戸として活用を図る。

(ウ) 残存物処理方法の見直し

無断退去等による残存物の処分については、従来、「空家修繕」に組み込んでの対応を行ってきたが、退去者に対しては、「自己処分」の指導を徹底し、無断退去による残存物については、専門業者への発注を行い、住戸の早期活用を図るとともに、維持管理の効率化と管理経費の削減を目指す。

(エ) 政策空家への対応

管理業務の効率化と、管理経費の削減を図るために、政策空家となった団地の早期の解体を行うよう、市へ要望する。

3 その他自主事業

(1) 現 状

当公社の主な事業の一つである「特定優良賃貸住宅管理供給事業」は社会経済状況の変化を受けて入居率の低迷が続き、収益があがっていない。

一方、市より受託している「市営住宅管理受託事業」、「福祉関係受託事業」の各事業は、会計年度毎に精算処理を行うため、収益が発生しない事業である。

このように、現在、執行している事業は、収益性の乏しい事業であることから、収益が期待できる自主事業を行うことが、経営改善の大きな命題となっている。

この自主事業の実施については、「公社あり方検討委員会」を立ち上げ、「自主事業部会」において種々検討を行ってきたが、実施には至っていない。

(2) 課題

新たな自主事業の展開は、今後の「公社のあり方」における重要なテーマの一つであるが、自主事業の実施には、新規事業に必要な資金の捻出、人員の確保やリスクが伴うことなど、多くの課題がある。

新規自主事業の資金調達や現状の執行体制の中での事業の立ち上げについては、現在の経営状況、体制を考えた場合、公社だけで結論を見出せるものには限りがある。

今後は、市の所管部局とも十分調整を図りながら、自主事業の実施に向けた検討をしていく必要がある。

(3) 課題への取り組み

資金調達を伴わない特定優良賃貸住宅の計画修繕の受託の検討や、今後、老朽化が進む民間共同住宅の計画修繕、再生へのアドバイザーの受託などの検討を進めるとともに、密集市街地環境整備事業の促進への支援など、市の施策を踏まえた各種自主事業を検討していく。

4 公社運営体制

(1) 現状

当公社は、平成17年9月30日現在、事務局長以下、24名（市派遣職員14名、公社採用職員10名）の職員により、2課4係の体制で、公社の運営及び事業の執行にあたっている。

公社の事業執行体制として、嘱託職員及び管理職員により、特定優良賃貸住宅の申し込み、相談等に対応するための日曜受付窓口を開設し、勤労者等を考慮した市民に対しての利便性の向上を図っている。

また、公社は、事業として、「市営住宅管理事業」と「福祉関係事業」を市から受託しているが、公社が市の外郭団体として設立された位置づけから、いずれも年度終了時において、会計の「精算」処理を行う契約条件となっている。

さらに、公社は市からの資本金及び特定優良賃貸住宅入居者からの敷金並びに事業資金の管理については、国債の購入及び銀行の決済性預金への預け入れを行い、安全性を最重点にした運用を行っている。

(2) 課題

市においては、社会経済状況の悪化による、歳入の減少が続いていることに伴

い、歳出予算の削減が図られ、当公社に対する補助金、委託料も年々削減されている。

自主事業として行っている「特定優良賃貸住宅管理供給事業」も公社設立以降、毎年度欠損が発生し、運営経費を市の補助や貸付に依存している現状である。

一方、組織面では、公社採用職員は、設立後に採用された職員で、若年で経験年数も少ないとから、この人材の育成を図ることが必要である。

こうした状況を踏まえ、総合的な運営体制の見直しを図り、自立を目指した経営基盤の強化が必要である。

今後は、この経営改善計画を踏まえて、公社事業の執行状況及び成果等について、検証を行い、さらなる向上を図る必要がある。

(3) 課題への取り組み

当公社運営に係る主な経費は、職員の給与・手当及び施設経費が大部分を占めていることから、職員に係る給与・手当及び施設経費等の削減を図り、市から受ける補助金の縮減を図るために、次の検討を行う。

ア 職員数の適正化

「公営住宅管理代行制度」の導入等に併せて、現在の事務内容及び職員配置計画等の見直しを行い、公社内の連携を密にし、事務処理の簡素化と効率化を図るとともに、嘱託職員、臨時職員及び派遣社員などの活用を積極的に進めながら、職員数の適正化を図る。

イ 独自給与制度の確立

職員の給与及び手当等についての検討を行い、諸手当の廃止を含めた「独自給与制度」の確立を図る。

ウ 運営経費の削減

民間施設を賃借している現在の公社の事務所を、市民の利便性等を踏まえ、より低廉な他の賃貸施設への移転の検討を行い、運営経費の削減を図る。

エ 人材の育成

今後の事業展開に柔軟に対応できる人材を育成するため、「階層別指定研修」等を活用するとともに、実務能力を向上させる「OJT」を強化する。

また、公社採用職員の係長等への登用を検討し、基準の策定を図る。

研修等の実施目標

研修名等	実施回数
階層別指定研修	随時
OJT	6回(課・係別等)

オ 改善計画執行状況の検証

公社の経営状況を踏まえて、この経営改善計画を公社全体が認識し、今後の公社の運営及び事業の執行に反映させるとともに、計画内容と進捗状況との検証を行い、計画の達成に資する。

5 個人情報の保護

(1) 現 状

公社が行う、「特定優良賃貸住宅管理供給事業」及び「市営住宅管理受託事業」等において、入居募集から退去に至るまでの取り扱い業務の中で、入居者を管理するための必要なデータとして、多くの個人情報を取得・管理している。

個人情報の保護については、平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されたことに伴い、当公社においても、「千葉市住宅供給公社個人情報保護規程」を定め、保有する個人情報の適切な管理に取り組んでいるところであります。

(2) 課 題

法の施行後においても民間事業者のみならず、地方公共団体からの個人情報の漏えい事案が続いている状況にあるので、当公社においても、さらなる個人情報の漏えい防止と管理の徹底を図る必要がある。

(3) 課題への取り組み

高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法及びその他の関連法令を遵守し、個人情報の保護・利用に万全を尽くしていく。

ア 個人情報保護方針を制定し、個人情報の適正な管理を確保する。

イ 個人情報の利用については、利用目的の範囲内において業務の遂行上必要な限りの利用とし、情報漏えいの防止を図る。

ウ 職員への個人情報保護及び適正な管理方法について、研修等を実施し、個人情報の適切な取り扱いを徹底する。

第6 経営改善計画の事業別取組一覧

1 特定優良賃貸住宅管理供給事業

取組事項	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ア 空家対策の強化 (ア) 家賃補助(市単)の導入の拡大	実施 2団地	市へ要望 (3団地)	→ (3団地)	→ (3団地)
(イ) 長期空家住戸の市営住宅化	市へ要望			→
(ウ) 民間不動産業者による入居媒介の拡充	実施 (20件)		→ (20件)	→ (30件)
(エ) 法人契約の促進	実施 (5件)		→ (5件)	→ (5件)
(オ) 契約家賃の見直し	実施			→
(カ) 住環境保持のための計画修繕をオーナーへ提案	実施			→
イ PR事業の強化 (ア) ホームページのリニューアル	実施			→
(イ) インターネットと連動した住宅情報誌の活用	実施			→
(ウ) 交通・公共機関等へのポスター掲出強化	実施			→
(エ) 電柱巻付看板及び団地看板の設置	実施			→
(オ) 強化月間におけるPR事業の実施	実施 (10月・2月)	→ (10月・2月)	→ (10月・2月)	→ (10月・2月)
ウ 維持管理業務の見直し	見直し			→

2 市営住宅管理受託事業

取組事項	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ア 公営住宅管理代行制度の活用	実施			→
イ 住宅管理事務の効率化 (ア) 空家募集受付事務の改善	実施			→
(イ) 空家対策の強化 ① 空家住戸の早期活用	実施 (10戸)	(10戸)	(10戸)	(10戸)
② 長期不在、無断退去住戸の早期解消	実施			→
(ウ) 残存物処理方法の見直し	実施 (100万円削減)	(100万円削減)	(100万円削減)	(100万円削減)
(エ) 政策空家の対応	市へ要望			→

3 その他自主事業

取組事項	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自主事業の検討	検討			→

4 公社運営体制

取組事項	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ア 職員数の適正化 (派遣職員の削減)	検討	実施 (1名削減)	→	実施 (2名削減)
イ 独自給与制度の確立	検討			→
ウ 運営経費の削減	検討 (一部実施)	補助経費を 7%削減	→	補助経費を 10%削減
オ 人材の育成及び昇格基準の策定	育成の実施 昇格基準検討			策定
カ 改善計画の進捗状況の検証	実施 (年2回)	(年2回)	(年2回)	(年2回)

5 個人情報の保護

取組事項	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
個人情報の漏えい防止と 管理の研修	実施			→

